

令和3年4月22日

保護者の皆様

三重県立伊賀白鳳高等学校
校長 徳田 嘉美

生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について（依頼）

平素は、学校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

三重県では、4月20日から5月5日まで「緊急警戒宣言」が発出されましたが、その後も、感染者数は増加傾向にあります。感染経路としては、事業所でのクラスターが複数発生していることなどもあり、職場、家族の割合が増加しています。このような状況の中、県内の学校において、4月以降、生徒の同居家族が職場において検査対象となったり、また発熱等の風邪症状のため受診し検査が行われた結果、その日のうちに陽性と確認されたことにより、生徒が濃厚接触者等として検査対象となるという事例が多くあります。その中で、同居家族の陽性が判明した当日も登校していたり、連絡があってから早退したりした児童生徒がありました。このような状況で当該児童生徒が陽性になった場合は、学校の教育活動への影響が出ることも予想されます。

そこで、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合、以下のような対応をお願いします。

記

- 1 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合には、同居家族の症状がなくなるまで、またはPCR検査を受検し陰性が確認されるまで、生徒を自宅で待機させてください。
- 2 この場合、生徒は出席停止の扱いとしますので、担任に手続きについて相談してください。

なお、生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合、ご判断に困られる場合等は、遠慮なく学校にご相談ください。

また、生徒には検温を毎朝実施するよう指導していますが、同居家族におかれましても毎朝の検温を引き続き実施していただき、健康管理にご留意いただきますとともに、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。